

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 7 月 25 (月) 号外の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○海区漁業調整委員会委員選挙の投票記載所における候補者の氏名等の掲示

(選挙管理委員会取扱い) 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 44 号

平成28年 8 月 3 日 執 行 の 鹿 児 島 , 熊 毛 及 び 奄 美 大 島 の 各 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 委 員 選 挙 に お い て 投 票 所 内 の 投 票 を 記 載 す る 場 所 に お け る 候 補 者 の 氏 名 及 び 党 派 の 掲 示 に つ い て は , 次 の 方 法 に よ り 行 う も の と し た 。

平成28年 7 月 25 日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 鎌 田 六 郎

- 1 候 補 者 の 氏 名 及 び 党 派 の 掲 示 の 順 序 に つ い て は , 市 町 村 選 挙 管 理 委 員 会 は , 漁 業 法 (昭 和 24 年 法 律 第 267 号) 第 94 条 に お い て 準 用 す る 公 職 選 挙 法 (昭 和 25 年 法 律 第 100 号) 第 86 条 の 4 の 規 定 に よ り 届 出 又 は 推 薦 届 出 に つ き , 当 該 選 挙 長 か ら 通 知 の あ っ た 候 補 者 に つ い て は , 当 該 選 挙 の 期 日 前 9 日 ま で に く じ で 定 め , く じ で 定 め た 以 後 に 届 出 の 通 知 の あ っ た 候 補 者 に つ い て は 通 知 の 到 着 順 に よ り , そ の 到 着 が 同 時 で あ る と き は そ の 都 度 く じ で 定 め る 。
- 2 市 町 村 選 挙 管 理 委 員 会 は , 前 項 の く じ を 行 う 日 時 及 び 場 所 を 定 め , 又 は こ れ を 変 更 し よ う と す る と き は , あ ら か じ め そ の 旨 を 告 示 す る 。
- 3 市 町 村 選 挙 管 理 委 員 会 は , 前 項 の 順 序 に よ り 候 補 者 の 氏 名 及 び 党 派 の 掲 示 を し た 後 , 候 補 者 が 死 亡 若 し く は 辞 退 し , 又 は 候 補 者 で な く な っ た 旨 の 通 知 を 受 け た と き は , 直 ち に 当 該 候 補 者 に 関 す る 部 分 を 二 重 線 に よ っ て 抹 消 す る 。
- 4 候 補 者 の 氏 名 及 び 党 派 の 掲 示 は , 次 の 様 式 に 準 じ て 記 載 所 ご と に 選 挙 人 の 見 や す い 方 法 に よ っ て , 市 町 村 選 挙 管 理 委 員 会 が 行 う 。 た だ し , 一 候 補 者 ご と の 掲 示 の 規 格 は 市 町 村 選 挙 管 理 委 員 会 に お い て 定 め る 。

海 区 漁 業 調 整 委 員 会 委 員 選 挙 候 補 者						
党 派 名	党 派 名	党 派 名	党 派 名	党 派 名	党 派 名	党 派 名
氏 ふ り が 名	氏 ふ り が 名	氏 ふ り が 名	氏 ふ り が 名	氏 ふ り が 名	氏 ふ り が 名	氏 ふ り が 名

- 備考1 氏名及び党派別は、黒書楷書とし、氏名にはふりがなを付すこと。
- 2 掲示は、向かって右から左へ1列に掲示すること。ただし、人員が多いときは2列以上とすることができる。
- 3 掲示は、木片又は紙を使用すること。